

会議の名称	懲罰特別委員会	開催月日・令和8年4月9日 開会時間・午前・午後10時00分 閉会時間・午前・午後10時57分
出席者	野口 佳宏 豊島 保夫 南谷 清司 原 一郎 藤川 貴雄 南谷 佳寛 花村 隆 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤 國弘 副議長 安井 智子	
傍聴者	河崎 周平	
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懲罰動議について</li> <li>・その他</li> </ul>	

【開会＝午前 10 時 00 分】

野口委員長

ただいまから懲罰特別委員会を開会いたします。本日の委員会に傍聴の申出があれば、委員長においてこれを許可いたしたいと思います。また、会議録についてもほかの委員会と同様に公開いたしたいと思います。

本日の審査事項は粟津議員に対する懲罰についてであります。議事の運営について、説明をお願いいたします。

議会事務局長

本日の委員会では、粟津議員に懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また、懲罰を科すことが決定された場合、地方自治法第 135 条に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて、各委員からご意見を出していただき、討論、採決を行っていただきます。

採決につきましては、まず懲罰を科すかどうかについて諮り、懲罰を科すことに決定されれば、引き続き懲罰の種類について諮っていただくこととなります。懲罰の種類については、意見が複数あった場合は懲罰の重いとされるものから順に採決を行うこととなりますが、除名処分を除き、いずれの懲罰を科すか決定するには過半数の多数議決が必要となります。以上のような運営を行っていただきたいと考えております。

次に、審査内容について説明いたします。懲罰特別委員会では、3月26日の本会議における議場の状況が動議で述べられているとおり、議会の品位の尊重に違反しているのかどうか、各委員において判断していただきたいと思います。

懲罰の種類につきましては、地方自治法第 135 条に定められ、懲罰の軽いほうから順に次の 4 種類があります。

一つ目、戒告とは、公開の議場において懲罰事犯者である者に対し、議長が戒告文を朗読することをいいます。なお、文案は羽島市議会会議規則第 161 条に基づき、懲罰特別委員会で作成し、本会議で決定した戒告文を議長が朗読することになります。

二つ目、陳謝とは、公開の議場において懲罰事犯者がその事犯について陳謝文を朗読することをいいます。なお、文案は戒告文と同様に懲罰特別委員会で作成し、本会議で決定したものを当該議員に朗読してもらうこととなります。

三つ目、出席停止とは、議会の会期中、一定期間議会の会議や委員会への出席を停止する処分のことをいいます。なお、羽島市議会会議規則第 162 条により出席停止は 5 日を超えることができません。また、処分を議決した日の属する会期中の出

野口委員長	<p>席停止となりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>四つ目、除名とは、当該議員の身分や地位を剥奪することをいいます。除名は懲罰の中で最も重いものであるため、戒告、陳謝、出席停止に対して、本会議においては議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の者の同意が必要となる特別多数議決となっております。</p> <p>最後になりますが、懲罰はあくまで重度の秩序違反をした行為のみを対象としておりますのでご留意ください。改めて申し上げます。</p> <p>では、そのように取り計らうことといたします。なお、栗津議員からは文書にて弁明書が提出されておりますので、委員会としてこれを許可し、審査することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
野口委員長	<p>では、これを許可し、審査いたします。本日の審査につきましては、お手元に配付したとおりです。これらの資料は事前に配付してありますので、直ちに審査を行います。</p> <p>この資料を参考に、栗津議員に対し懲罰事案として懲罰を科すべきかどうか、また懲罰を科すとなれば地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰を科すべきか、そのほか、ご意見を順に発言願います。</p>
近藤委員	<p>栗津議員から4月9日付けの懲罰委員会の関係の弁明書が提出されております。栗津議員に対し、長々と意見を述べることは差し控えさせていただきますが、3名から栗津議員に対する懲罰動議が出ております。この中で、事前に連絡を受けた質問への回答を拒み、発議に対する説明責任を果たしていなかったと書かれております。しかし、弁明書にもありますとおり、回答を拒否したわけではありません。私も会議録を読み、そのときのことを全て頭の中で理解しているわけではございませんが、回答を拒否したというよりも、自分が質問に対して理解ができないから、もう少し丁寧に分かりやすく説明してほしいということで、平行線だったと思います。議長とのやり取りを聞いていても、どうも質問者と答弁者の話が平行線であり、これが懲罰に当たるかについては大変疑問であります。</p> <p>また、執行部とのやり取りについても、ご本人が執行部からの質問に対して回答するのは難しいということや、予算の話も、議員が予算の関係で答弁すること自体が間違っていると思いますので、一連の流れを聞くとこれも平行線です。平行</p>

	<p>線の中で議長が回答を促し、それで流れて終わってしまったという印象を受けております。質問者と回答者の思いや考えが違うというか、平行線になってしまったことに対して懲罰がかけられたことについては、私としては多くの疑問点が残っております。これは栗津議員が意図的に拒否したわけではなく、弁明書に書いてありますとおり、私は懲罰に該当しないということで結論を出したいと思っております。</p>
花村委員	<p>先ほど局長から懲罰の意味について、最後に懲罰とは重度の…とおっしゃっていましたが、もう一度教えていただけますでしょうか。</p>
議会事務局長	<p>最後に申し上げましたのは、懲罰は重度の秩序違反をした行為のみを対象とするということで、今までのことではなく、その行為に対してということになります。</p>
花村委員	<p>先ほど局長からご答弁がありましたように、重度の秩序違反があったことに対して懲罰が科せられるということですが、私は懲罰には当たらないと考えるものであります。</p> <p>本会議の会議録は未定稿となっておりますが、4ページあたりで、議長が栗津議員に対して「答えられないなら答えられないと言ってください」と言ったのに対して、栗津議員は「難しすぎて私には質問の趣旨がよく分かりませんので答弁できません」と答弁をしております。やはり一人の議員が答弁できる限度が当然ありますので、ここで栗津議員が答弁できないと回答しているということは、回答不能であると理解してよいと思っております。したがって、何ら回答を拒否した行為には当たらず、懲罰に当たらないと考えるものであります。</p>
南谷佳寛委員	<p>今、懲罰に当たらないと言われましたが、執行部からの質問も事前に通告してあったと思っております。それが理解できないという答弁であったと思っておりますが、もし理解できなかつたら、執行部にこれはどういうことなのかを確認して答弁すべきだと思います。</p> <p>また、議長とのやり取り。羽島市議会会議規則第150条の品位の尊重からすれば、あ那时的やり取りは議員として品位を重んじなければならないというところから外れていたと思っております。毎回の議会で同じようなことがありますので、私は懲罰にかかるべきだと思います。</p>
野口委員長	<p>懲罰の種類を教えてください。</p>

南谷佳寛委員	陳謝です。
豊島委員	<p>本会議でのやり取りを読ませていただき、また、その場の状況を見ました。今回の議案に対する修正動議は3名で提出されておりますが、提出されたからには少なくとも提出した内容については熟知していなければならないと思います。</p> <p>それからもう一点は、一般質問と逆になるかもしれませんが、分からなかったら議員からも質問が来るわけです。ですから、それについて分からない言葉や意図などについては当然詳細に聞いておくべきです。</p> <p>事実として、全く答えられないという回答もあると思いますが、大半の修正案についての質問に答えられないと言う前に、提案したんですからお答えできないというのは、出された根拠が分からないということです。聞いているほうも分からなかったわけです。</p> <p>そうした議会でのやり取りということから、一つの反省として、ご本人が謝っていただくということによろしいかと思えます。戒告と陳謝というのはどれくらい違いがあるのでしょうか、もう一度お願いいたします。</p>
議会事務局長	<p>懲罰の軽いほうからいいますと戒告が軽く、公開の議場において懲罰事犯者である者に対して議長が戒告文を朗読します。文案については委員会で作成して、本会議で決定した文案を議長が朗読することになります。</p> <p>陳謝については、公開の議場において懲罰事犯者がその事犯について陳謝文を朗読することです。文案は同じく特別委員会で作成し、本会議で決定したものを当該議員が朗読する形になります。</p>
豊島委員	<p>文案なども委員会で作成して、議長から本会議場でご本人に申し入れといたしますか、戒告ということで。</p>
藤川委員	<p>まず、この懲罰動議の趣旨であります説明責任を果たしていないことについては、現に質問の趣旨が分からないということで回答がなされていない、つまり説明責任が果たされていないことには変わりはないと思います。</p> <p>栗津議員の弁明書も拝読いたしました。現に説明責任を果たしていないことに対して、栗津議員の立場の説明を受けました。そうであるならば、事前に質問の趣旨や意図を確認することができたのではないかと思います。修正案を出し、よりよい</p>

議案にしようという意図があれば、質問に対しても真摯に答え、議員に対して同意を求める、納得していただいて賛成を求めていくのが修正案提出者としてのあるべき姿であると思います。

そうした中で、議員本人からお話がありましたが、事前に確認をされず、当日の議場で確認しようと思ったということでした。仮に当日確認をして栗津議員が内容を理解された場合に、理解されたその時点で果たしてその質問に答えられるのかということにもなりますので、事前に趣旨を把握し、答えも準備しておくのが必要なプロセスであったかと思います。

そのための事前連絡制度であろうかと思いますが、そうした事前連絡制度の趣旨からしても、栗津議員が今回とられた対応は修正発議の提出者としてふさわしくないものであったと考えます。

逆の立場、議案を提出する執行部の立場で、議員の質問に対して内容が分からないので答えられません、ということをしてしまうこととなります。そうすると議員の立場としても困りますので、提案するからにはしっかりと答えていただかないといけないと考えます。

そういった議会の秩序を考えた場合に、事前に連絡を受けていた質問に対して真摯な対応をとられない、説明責任を果たされないのは提出者としてふさわしい行動とは考えられませんので、懲罰に値すると考えます。懲罰の内容としましては、陳謝が妥当ではないかと考える次第です。

原委員

様々な意見や思いなど、多様な意見の集約が議会だと思っております。今回1番の問題は、そもそもルールの中で事前通告制という決まりが議会である中で、この事前通告制度がなぜあるかといいますと、認識の違いなどをいち早く分かって事前に確認し、正確な質問と正確な答弁を引き出す意味だと思っております。今回、そのことが少し省かれたところがありますので、この部分は本当に重く受け止めなければならないと思っております。これを許して、今後も同じようなことが続いてはいけませんので、議会としても看過できない問題だと思っております。今回は懲罰に値すると思っております。内容は陳謝です。

南谷清司委員

今回の事案では、答弁をしなかった背景に通告制度をどう考えるかということがあります。答弁をしなかったということと、もう一つ、議長の指示・説明を無視したという2点が私はあると思っております。弁明書を見てみますと、答弁をしなかった、拒否したということですが、その理由は質問内容の趣旨が

理解できなかつたからお尋ねをしたけれども答えてもらえなかつたため答弁しなかつたということが書いてあり、それが本来の趣旨だと説明が載っております。

質問の趣旨が不明確なままでは誤った答弁をしてしまう可能性があるので、詳しく説明してほしいということが書いてあります。答弁者から質問の趣旨を確認するということは、執行部の一般質問では認められておりますが、こうした質疑で認められているかどうか、私は寡聞にして知りません。しかし、仮に認められていると仮定しても、通告制度を無視しているということは揺るぎない事実だと思います。

通告制度がなぜあるかといいますと、議会は本来、誠実に議論をして、その議論の積み重ねから一定の結論を導きます。誠実な議論、深い議論を担保するために通告制度があり、栗津議員のところには、今日の資料にあります通告書が事前に渡っているわけですから、通告書にある質問には誠実に答えるべきだと考えるわけで、それは当然だと思います。それをしなかつたということは、議会の品位、本来の議会のあるべき姿を大きく阻害していると判断せざるを得ないと思います。

次に、この弁明書を見ていきますと、1番に修正案提出の趣旨と目的とありますが、これは今回の懲罰委員会には何ら関係がありませんので論評はいたしません。その下の2番については先ほどお話をいたしました。問題はこの3番の執行部からの予算に関する質問への対応ですが、これは明らかに問題のすり替えです。

栗津議員に対する執行部からの予算に関する質問ですが、そのような質問を執行部はしておりません。このまま改正条例が成立してしまった場合に予算の裏付けがなくなるけれども、外部相談員の委嘱についてどうされますか、という質問です。施行は4月1日付けになっておりますので、施行を6月にずらす修正案も一緒に出していれば整合性があつたのですが、予算の裏付けはないので、外部相談員の委嘱を4月にどうされるかという質問なのです。ですから、ここでいう予算について答えてくれという3番は問題のすり替えですので、この懲罰特別委員会でこれを取り上げるには慎重な審議が必要だと思います。

そして4番目の議長とのやり取りですが、ここが議長の指示、説明を無視した点です。執行部に質問権がある、意見表明権があるということを私たち議員が全員協議会で審議して決定しており、そのことを栗津議員は越権行為だと言つたので議長が説明をされたのですが、その説明を無視して「越権行為だ。立場が違う」ということを繰り返し主張し、議事を妨害したということです。

そのことはこれまでの委員の皆さんはあまり触れられませんでした。これも議会の品位、ルールを守る議会という点ではかなり重大なことだと思っております。さらに、議長の質問についても、質問の趣旨を確認、というようなお話だったのですが、栗津議員が答弁をしなかったのは答える立場にないため答えないという説明だったと理解をしておりますし、今の資料にある会議録にもそのように書いてあると思っております。したがって、執行部の質問に対して答えなかった件についての弁明は何もなされていないということになります。それが正しい理解ではないかと思えます。

懲罰は当然すべきだと思いますが、懲罰のどれを選ぶかという話になりますと、前回私が議員になってから懲罰特別委員会があり、懲罰事犯がありました。そのときは不規則発言に基づいて議長の指示にも従わずに再度不規則発言をして、懲罰が戒告でした。今回は先ほどの議長の指示・説明に従わず、答弁する立場ではないと言って答弁をしなかったということです。それがかなりの回数繰り返されました。それだけで議長の指示に従わなかったということで陳謝に相当すると思うのですが、それに加えて誠実に議論することを拒否しました。事前に通告書をしっかり見て、少なくとも通告書に書かれている内容については誠実に答弁するのが議会としての当然の姿、品位ですが、それを怠りました。それを加えればもうワンランクアップして、前回が戒告でしたのでワンランクアップして陳謝にすべきだと私は考えております。

野口委員長

全ての委員の皆様のご意見をお聞きいたしました。ほかにご意見はございますか。

〔発言する者なし〕

野口委員長

ご意見もないようですので、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

近藤委員

先ほども言いましたように、栗津議員がなかなか質問の趣旨を理解できないということで再度説明していただきたいということで平行線となり、その後の執行部のやり取りも平行線ですので、これはたまたまそういうことが起きてしまったということです。これがすぐに懲罰に該当するかどうかは大変疑問ですので、懲罰動議に反対いたします。

藤川委員

今回は事前に質問の内容について連絡するという連絡制度

の下で起こった出来事であります。事前に質問の内容を連絡してあったことに対して提案する立場の者は、その質問に誠実に答えるべきというのが議会人としてのあるべき姿ではないかと考えます。

議員が執行部に質問する場合も事前に通告して執行部が答えるというルールになっていますし、議員が発議したものについても質問があれば同じように提案者は誠意をもってその質問に対して答えていくべきであろうかと思えます。ましてや事前に連絡を受けている質問であったわけですから、内容は把握していたはずで、分からないという理由で答弁ができないというのは、説明責任を果たそうとしなかったと見ております。そういった姿勢に対して懲罰を科すことは妥当であると考えます。

南谷清司委員

懲罰を科す、そして陳謝ということで、討論をさせてもらいます。先ほどお話ししたように、議会では議論に真摯に取り組むということは当然でございます。それを担保する仕組みが通告制度です。通告に書かれていることについては事前にしっかり準備して答弁すべきです。通告に書かれていないことについてはそのときそのときということになるかもしれませんが、少なくとも事前に通告を受け、しかも文書でもらっているわけですから、そこに書かれていることについては誠実に答弁すべきです。議会の品位として誠実な議論、深い議論を担保すべきであり、これが議員の務めだと思えます。

もう一点は、先ほどお話ししましたように議長の議事整理に従うべきであるということです。今回の場合は私たちが決めた執行部の質問権、意見表明権について異議を唱えられました。異議を唱えることまでは一歩下がってもよいのかもしれませんが、それに対して議長が説明したにも関わらず引き続き異議を唱えて、しかも答える立場にないというよく分からない理由で答弁しませんでした。これは議長の指示を無視したという2点目になります。

3点目がこの弁明書です。この弁明書に書かれている内容がいかにも私から見ると不誠実であり、問題のすり替えもありますし、自分のやったことを全て認めて反省したということでもなく、ただ理解できなかったから答えなかったというだけです。この弁明書を出すことそのものが、少し反省が足りないのではないかと考えます。議長の指示に従わなかっただけのときに戒告でしたから、それよりワンランク上げて陳謝にすべきだと考えております。

野口委員長	<p>ほかに討論はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
野口委員長	<p>これより採決を行います。初めに栗津議員に対し懲罰を科すことに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">〔挙手多数〕</p>
野口委員長	<p>挙手多数であります。栗津議員に対して懲罰を科すことに決しました。</p> <p>次に、懲罰の種類については委員からの意見で戒告、陳謝が求められております。まず陳謝について採決いたします。栗津議員に対し陳謝の懲罰を科すべきものに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">〔挙手多数〕</p>
野口委員長	<p>挙手多数であります。栗津議員に対し陳謝の懲罰を科すべきものと決しました。続いて、陳謝文案についても当委員会決定することにしたいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
野口委員長	<p>異議なしと認めます。陳謝文案について配付願います。</p> <p style="text-align: center;">〔陳謝文案配付〕</p>
野口委員長	<p>ただいま配付いたしました陳謝文案について目を通していただき、ご意見がございましたら挙手でご発言ください。</p>
花村委員	<p>3行目ですね。「事前に連絡を受けた質問への答弁を拒み」ということ、またその下の、「議長からの答弁の催告に対して議長の議事進行に異を唱え答弁を拒み」と書いておりますけれども、先ほど申し上げましたように答弁することができないということであって、「答弁を拒み」とは該当しないのではないかと考えるものであります。</p>
近藤委員	<p>事前に受けた質問に対して自分では理解できなかったということで拒んだわけではありませし、議長の議事進行に対して異を唱え答弁を拒むような感じではなかったと思いの</p>

	<p>で、この辺りの文章を削除するか、もう少し修正していただきたいと思います。</p>
南谷清司委員	<p>様々な表現の仕方があるとは思いますが、答弁しなかった理由として、栗津議員は質問の趣旨が分からなかったと言いました。私が討論でお話ししたのは、事前に通告を受けていたので質問の趣旨が分からないというのは詭弁に過ぎないとお話ししておりますので、そのどちらだろうかということを慎重に審議すべきだろうと思います。</p>
原委員	<p>私自身は事前通告してあるのに答弁ができないというのはやはり怠ったと思っておりますので、「答弁の準備を怠り」と認識しております。ルール違反だと思っております。</p>
野口委員長	<p>この案でよろしいということですか。</p>
原委員	<p>「拒み」がもし合わないのでしたら「怠り」かと思っております。「拒み」でもよいと思っておりますが、「答弁の準備を怠り」ということだと考えます。</p>
野口委員長	<p>「事前に連絡を受けた質問への答弁を拒み」という箇所と、「議長の議事進行に異を唱え答弁を拒み」の箇所についてご意見が出ております。</p>
豊島委員	<p>懲罰動議のランクなどは決定して文面に来たわけです。当然、ご本人が今書かれたものではないと理解しておりますが、ご本人に誠意をもって書いてもらったら。</p> <p>委員会はこういう決定をしましたと。陳謝をしていただきたいと決定したので陳謝をしてほしいと。陳謝の文面は、委員会が一字一句決定することなのではないでしょうか。</p>
議会事務局長	<p>先ほど説明したとおり、委員会で決定していただくことになります。</p>
豊島委員	<p>もう一度確認ですが、委員会で決定するということですね。</p>
議会事務局長	<p>最終的には議場で決定いたしますけれども、そのときの文案として委員会が決定したものを上げるという形になります。</p>
豊島委員	<p>委員会が一字一句書いたことを議員に読んでくれという解釈でよろしいですね。</p>

議会事務局長	<p>委員会で決めたものを本会議のときに議決をしていただき、その内容を本人には読んでいただくこととなります。</p> <p>〔「本人の意思は何も反映しないということ」と呼ぶ者あり〕</p>
藤川委員	<p>この文面について、栗津議員が質問を拒んだかどうかが論点になっているかと思えます。事前に連絡を受けていて、趣旨が分からないという理由から回答しなかったというのは、拒んだことになるのではないかと考えますし、事前に確認できたはずです。前回の懲罰特別委員会でお聞きしたところ確認はしていないということでしたので、確認をせず、事前連絡を受けていた質問内容について答弁しなかったのは拒んでいる態度であると判断できます。したがって、「答弁を拒み」というこの表記についても、決して間違っているものではないと考えます。</p>
南谷清司委員	<p>「拒む」という表現が話題になっておりますが、この3行目の「拒み」と5行目の「拒み」は背景の意味が違うというお話を先ほどしました。最初の「拒み」は安藤議員の質問に対して、質問の意味が分からないから再質問してほしいと、事前に質問をもらっていたにも関わらずそういう話をしたということです。5行目の「拒み」は執行部に対してですので、執行部の質問に対してそのようなことを言われたかどうかは少し精査が必要だろうと思えます。私自身は答える立場にないということを繰り返されていたと認識しております。先ほどの「拒み」に対する修正の意見がありましたが、それは前半だけで後半に対する修正意見にはなっていないと思っておりますので、慎重審議をお願いしたいと思えます。</p>
近藤委員	<p>本人のやり取りを思い出しても、答弁を拒んだのではなくて、もう一回詳しく説明してほしいということや、執行部とのやり取りについても平行線ということで、拒んでいるわけではないため、文面をもう少し修正していただきたいと思えます。</p>
花村委員	<p>南谷清司委員、先ほどの意見の中で5行目の「拒み」について検討が必要という意見でしたか。</p>
南谷清司委員	<p>検討ではなく、これを修正するならばなぜ拒んだのか、その理由を事実確認すべきということです。「拒み」のままでいくのであれば、私自身とやかく言うつもりはありません。</p>

花村委員	<p>3行目の「答弁を拒み」はそのままか、あるいは「答弁の準備を怠り」に修正し、5行目の「答弁を拒み」は削除することについて意見を申し上げます。</p>
藤川委員	<p>未定稿になりますが、会議録の9ページを見ますと、栗津議員が総務部長からの質問に対して「執行部は意見を述べる、必要な説明はできますが、議員に対して直接質問する権利は基本的にないと考えております」という主張をされていまして、要は執行部の質問権について答える立場にないという主張をされています。その後、質問に対する答弁を行うように、という議長からの指示に対してやり取りをされています。その後、10ページで「総務部長からの質問にはお答えする立場ではないと思います」ということで答えられませんでした。これは拒んでいる姿勢ではないかと判断できます。ですので5行目の「拒み」は、このままで行くのが妥当ではないかと考えます。</p>
野口委員長	<p>意見が出ましたので、事務局には申し訳ありませんが修正して色々な案を出してみてください。ということで、今回は陳謝文案の協議から入らせていただきたいと思います。今回はどうでしょうか。いつ頃できそうでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「4月14日の午後」と呼ぶ者あり〕</p>
野口委員長	<p>14日の午後でお願いいたします。13時半ですね。大丈夫でしょうか。場所は第1委員会室でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
野口委員長	<p>それでは4月14日の13時半から、第1委員会室で懲罰特別委員会を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。事前に事務局から、今出たご意見の文案をタブレットに格納させていただくということで、それを見てご意見をいただけたらと思います。4月14日に文案を決定して、流れとしては臨時議会でやるのでしょうかね。</p>
藤川委員	<p>今のところ委員会で決まった陳謝とすること、それからこの陳謝の文案について、情報の取扱いはどこまで守るべきものなのか、確認したいです。</p>
野口委員長	<p>特別委員会で懲罰を科すことで陳謝と決まったので、それについては委員会で決まったという話はしてもよいと思います</p>

	<p>が、陳謝文については現在協議中ということです。 議長、何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言なし〕</p>
野口委員長	<p>副議長、何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言なし〕</p>
野口委員長	<p>それでは懲罰特別委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午前 10 時 57 分】</p>